

平成22年11月10日

富士見市長 星野 信吾 様

富士見市基本構想審議会  
会 長 澁谷 義衛

富士見市第5次基本構想について（答申）

平成21年11月1日付、富政第107号をもって貴職より諮問のありましたこのことについて、本審議会では慎重に審議した結果、別添のとおり決定しましたので答申します。

なお、ふじみ市民会議、地域別懇談会などによる市民の意見を踏まえ、「ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市 ～人と人との絆と和 地域が主役のまちづくり～」の実現に向け、本構想・基本計画を推進し、市民の期待に応えられるよう要望します。

富士見市  
第5次基本構想  
答申書

平成22年11月10日  
富士見市基本構想審議会

## 第1部 序論

第1章 基本構想策定にあたって	… 2
第1節 これまでの歩み	… 2
第2節 新たな課題に向かって	… 3
第3節 第5次基本構想の役割	… 3
第4節 市民参加による計画策定	… 4
第5節 計画の構成と期間	… 4

## 第2部 第5次基本構想

第1章 本市の将来像	… 8
第1節 まちづくりの基本理念	… 8
第2節 将来都市像	… 9
第3節 基本目標	… 10
第4節 目標年度と人口	… 12
第5節 土地利用構想	… 13
第2章 施策の大綱	… 15
第1節 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち	… 16
(1) 子育て支援の充実	… 16
(2) 子どもの教育の充実	… 16
(3) 青少年の健全育成支援	… 16
第2節 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち	… 17
(1) 健康づくりの推進	… 17
(2) 地域医療体制の充実	… 17
(3) 地域福祉の充実	… 17
(4) 高齢者福祉の充実	… 17
(5) 障がい者福祉の充実	… 18
(6) 社会保障の充実	… 18
第3節 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち	… 19
(1) 人権の尊重	… 19
(2) 生涯にわたる学習・教育環境の充実	… 19
(3) 市民文化の創造	… 19
(4) スポーツ・レクリエーションの推進	… 19
(5) 文化財の保存と活用	… 19
第4節 にぎわいと活力をつくる人のまち	… 20
(1) 農業の振興	… 20
(2) 商工業の振興	… 20
(3) 勤労者福祉の充実	… 20
(4) 地域活性化の推進	… 20

第5節 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち	… 21
（1）計画的な土地利用の推進	… 21
（2）水と緑の保全と活用	… 21
（3）循環型社会の形成と生活環境の保全	… 21
（4）市街地の整備	… 21
（5）道路・交通環境の整備	… 22
（6）上下水道の整備	… 22
（7）防災・防犯対策の充実	… 22
（8）消費生活・市民相談の充実	… 22
第6節 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち	… 23
（1）市民自治の推進	… 23
（2）計画的な総合行政の推進	… 23
（3）健全な財政運営	… 23
（4）広域行政の推進	… 23
資料	… 25

# 第 1 部 序論

# 第1章 基本構想策定にあたって

## 第1節 これまでの歩み

昭和47年に市になって以来、4次にわたって市政の基本方針である基本構想を定め、計画的にまちづくりを進めてきました。

基本構想	将来都市像	主な取組み
第1次基本構想 昭和47年度 ～昭和56年度	明るい豊かな生活、文化的な機能を持った住宅都市の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤整備の推進（針ヶ谷特定土地区画整理事業開始など）</li> <li>・教育、福祉施設の整備（小・中・養護学校、保育所、みずほ学園、健康増進センター、老人福祉センターの整備）</li> </ul>
第2次基本構想 昭和57年度 ～平成2年度	住宅と産業の調和した緑あふれる文化都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・均衡ある発展に向けて、竹ノ内工業団地の整備推進</li> <li>・市域のほぼ中心部をコミュニティパークとして公共施設の整備を推進（市民総合体育館の建設）</li> <li>・教育ゾーンの整備（養護学校の教育ゾーンへの移転）</li> <li>・都市基盤整備の推進（勝瀬原特定土地区画整理事業開始など）</li> <li>・コミュニティセンター2館開館</li> </ul>
第3次基本構想 平成3年度 ～平成12年度	ふれあいと生きがいのある生活都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤整備の推進（鶴瀬駅西口及び東口区画整理事業開始）</li> <li>・歴史や自然条件を活かした公園整備の推進（水子貝塚公園、難波田城公園、山崎公園）</li> <li>・中央図書館の開館</li> </ul>
第4次基本構想 平成13年度 ～平成22年度	一人と自然—ふれあいと思いやりあふれる生活環境都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業など都市基盤整備の推進と市の都市軸である鶴瀬駅東通線の開通（駅付近を除く）</li> <li>・火葬場斎場の整備</li> <li>・公園整備の推進（文化の杜公園、びん沼自然公園など）</li> <li>・市民文化会館、交流センター2館開館</li> <li>・市内全小中学校の耐震化完了</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援施策の充実（放課後児童クラブの全小学校への設置やふじみ野保育園の開所など）</li> <li>・市民参加・協働のまちづくりの推進（自治基本条例や市民投票条例の制定）</li> </ul>
--	--	--

## 第2節 新たな課題に向かって

少子・高齢化の進展や人口減少社会の到来に対応するため、子育て支援や介護予防施策の充実を図るとともに、景気の低迷や厳しい雇用環境を踏まえて、産業振興など地域の活性化を推進するなど、本市の魅力的なまちづくりを進めていく必要があります。

また、地球規模の環境問題が深刻化する中で、地球温暖化対策や資源循環型社会への対応が求められています。

地方分権のさらなる進展により、地方自治体の役割は益々重要になっていくことが想定されます。また、市民ニーズや地域課題も年々多様化・複雑化していることから、様々な行政課題に対応できる質の高い行政運営に取り組んでいく必要があります。

このため、財政の健全化を推進しながら、公共サービスのあり方や担い手の見直し、市民・団体などと行政が連携する市民参加・協働の推進、民間活力の活用など様々な手法を活用し、必要な施策の充実を図っていく必要があります。

## 第3節 第5次基本構想の役割

第5次基本構想は、本市の自然や歴史・文化を活かすとともに、市民参加・協働の取組みの成果と経験を踏まえながら、これまで以上に、市民や地域がまちづくりの主体となり、行政との連携を進めることで、活気にあふれ、誰もが安心して暮らせる「住み続けたい、住んでみたいまち」を創っていくための長期的な指針として策定するものです。

本構想は、中期計画としての5か年（または4か年）の基本計画と、毎年見直しをする短期計画としての3か年の実施計画とあわせて第5次総合計画を構成します。

## 第4節 市民参加による計画策定

計画の策定にあたっては、平成16年に策定した自治基本条例に基づき、市民とともに考え、ともに創りあげることを目指して検討を進めてきました。

このため、市民意識調査や市民参加による基本構想審議会の開催のほか、公募を含む40人の市民委員からなる基本構想策定ふじみ市民会議において、協議・検討を重ねてきました。また、策定過程において、幅広く市民の意見を反映するため、地域別懇談会（7会場・214人参加）、分野別懇談会（3分野・105人参加）、地域説明会（7会場・236人参加）を開催しました。

さらに、子どもたちの目線からの意見を求めて、中学生未来会議（5中学・16人参加）を開催しました。

## 第5節 計画の構成と期間

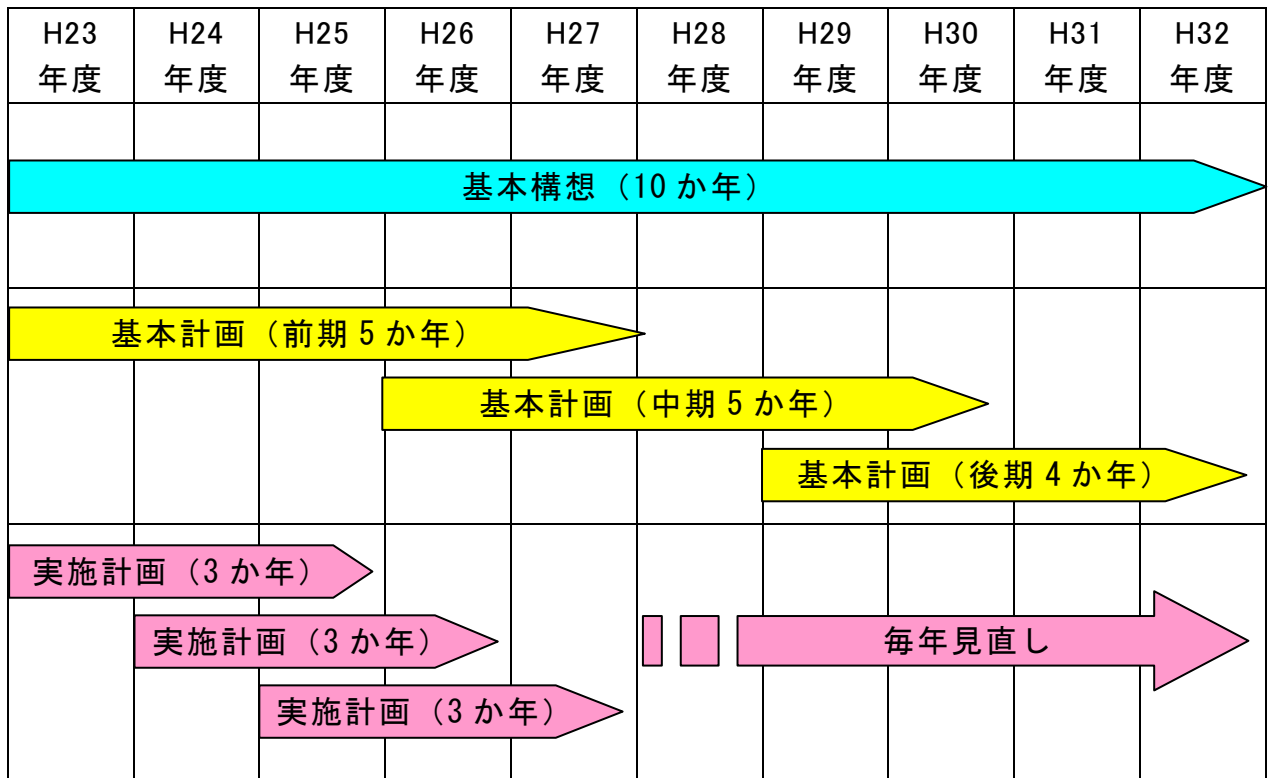
**基本構想** 将来都市像と基本目標、その実現のための施策の大綱を定めたもので、計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年間です。

**基本計画** 基本構想を実現するために具体的な施策を体系的に定めたもので、前期・中期各5年間、後期4年間の計画です。前期・中期計画のそれぞれ3年目に見直しを行います。

**実施計画** 基本計画で定めた個々の施策を財政状況や社会情勢を考慮して実施する3年間の短期計画です（財政見通しや事業の進捗状況などにより、毎年度計画を点検し、見直しを行います）。



《計画の構成と期間》





## 第 2 部 第 5 次基本構想

## 第1章 本市の将来像

### 第1節 まちづくりの基本理念

#### ○人間尊重と市民生活優先のまちづくり

私たちは、市民一人ひとりの人権が尊重されるとともに、市民の福祉の向上を目指して、市民の誰もが富士見市に住んでよかったと心から実感できる市民生活優先のまちづくりを進めます。

#### ○ともに考え、ともに行動する市民協働のまちづくり

私たちは豊かな自治の実現を目指して、様々な行政課題や身近な地域の課題解決に向けて、市民と行政の相互理解と信頼関係を深め、お互いの知恵と力を出しあう協働によるまちづくりを進めます。

#### ○人と自然が共生するまちづくり

私たちは、水と緑に恵まれた自然環境を次世代に継承していくとともに、地球環境保全のため、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指し、自然と共生するまちづくりを進めます。

## 第2節 将来都市像

基本構想の基本理念に基づき、私たちが目指すまちの姿を次のように定めま  
す。

### ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市

#### ～人と人との<sup>きずな</sup>絆と<sup>わ</sup>和 地域が主役のまちづくり～

富士見市は、恵まれた自然環境と先人が培ってきた歴史、文化を礎に、社会情勢の変化に合わせ、福祉や教育、都市基盤整備など市民生活に必要な各種の施策を行うとともに、多様な市民活動に支えられながら発展してきました。

このまちづくりをさらに豊かなものにしていくために、様々な社会経験や見識、価値観を持つ市民（ひと）がまちづくりの主体となり、市民同士や市民と行政がお互いに連携し、支えあうことで、活気や笑顔にあふれ（キラリとかがやく）、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていこうという思いを込め、将来都市像を「ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市」とします。

また、私たちが今必要としているのは、地域の力を活かし、地域のまちづくりを進める仕組みです。市民相互の交流により信頼の絆が結ばれ、人と人とのふれあいの輪（和）を広げることで地域の和を深め、身近な課題などを地域が主役となって取り組み、『住み続けたい、住んでみたいまち』を創っていくことを目指し、「～人と人との絆と和 地域が主役のまちづくり～」を設定しました。

なお、「キラリ」は、歴史、自然、地場産品、ものづくりの技術など本市を彩る地域資源を活かすことによるまちの個性の輝き、自然環境の特徴である河川（荒川・柳瀬川・新河岸川）の水面の輝き、また、富士見市の象徴的な施設である市民文化会館キラリふじみを表すことで、将来都市像における本市の固有性を表現しています。

## 第3節 基本目標

### 1 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち

子どもを安心して生み育て、将来の社会を担う人として健全に育成するため、地域全体で支えながら、総合的な子育て支援体制の確立に努めます。また、子どもたち一人ひとりに、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育む教育を学校・家庭・地域が一体となって推進します。

### 2 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、健康に対する意識を高め、生活習慣病予防や介護予防に重点を置いた取組みを推進するとともに、医療供給体制の充実に努めます。また、関係者・関係機関の連携による地域福祉推進体制を構築するとともに、高齢者や障がい者への日常生活支援、社会参加支援、介護サービスの提供などを推進します。

### 3 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が平等で心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。また、生きがいとうるおいのある生活を実感できるよう、生涯にわたって、学習、スポーツ、芸術文化、歴史に親しめる環境を整備します。さらに、市民一人ひとりの学習・文化活動の成果が協働による元気なまちづくりにつながる仕組みづくりを進めます。

### 4 にぎわいと活力をつくる人のまち

にぎわいと活力のあるまちづくりを進めるため、消費者に親しまれる商店街づくりや都市近郊農業の育成などにより、産業の持続的な発展を目指すとともに、新たな産業機能の誘導を図ります。また、豊かな自然、歴史、文化などの地域資源の積極的な活用と連携により、魅力を高め、にぎわいと個性あるまちづくりを進めます。

## **5 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち**

快適な生活環境を創出するため、水と緑の保全と活用を進め、次世代に継承していくとともに、地域の特性などに応じた計画的な都市基盤整備を進めます。また、地球環境保全のため、市民と行政の協働のもと、循環型社会の確立と地球温暖化対策を推進します。さらに、市民や地域、行政の連携による、防災対策や防犯対策の充実に努め、誰もが安心して生活することができるまちづくりを進めます。

## **6 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち**

市民と行政がまちづくりのパートナーとして知恵と力を出しあいながら、協働による元気なまちづくりを進めます。また、豊かなコミュニティづくりを促進するため、市民の主体的なまちづくり活動を支援します。

市民生活を支える質の高い行政サービスを持続的に提供できるよう、計画的かつ効率的で開かれた行財政運営を進めます。

## 第4節 目標年度と人口

### 1 計画の期間

本構想の計画期間は、平成23年度（2011）から、平成32年度（2020）までの10年間とします。

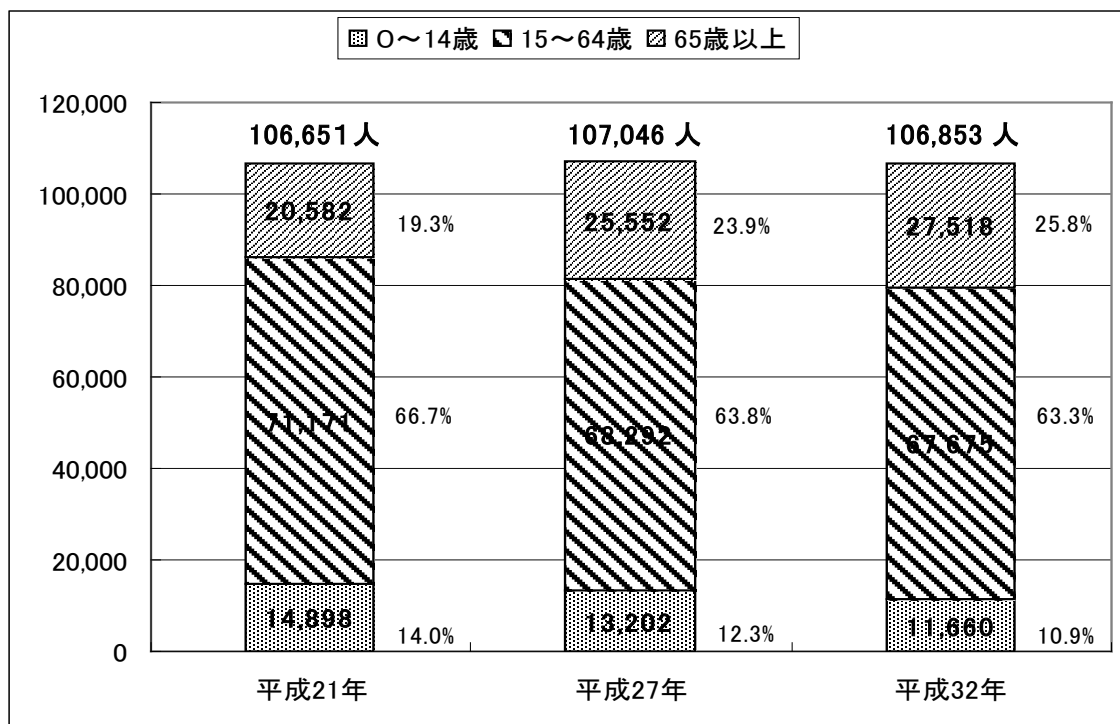
### 2 将来人口

平成32年度の富士見市の人口は、107,000人と想定します。

【参考】コーホート要因法による推計を基本に、今後見込まれる開発要因を加えて推計しています。将来人口は、これに第5次基本構想で掲げる施策効果を踏まえ、107,000人としています。

項目	平成21年 (基準年次)	平成27年 (中間年次)	平成32年 (目標年次)
人口推計	106,651人	107,046人	106,853人

### 年齢区分別





## 第5節 土地利用構想

### 1 土地利用の基本方針

土地は、市民の快適で安全・安心な生活を支えるとともに、地域固有の自然や歴史・文化を守り育て、まちの活力を生み出すかけがえのない財産です。

土地利用は、良好な居住環境の維持・向上、地域らしさを創出する自然環境の保全・活用、活力とにぎわいのある産業経済活動の場の形成、魅力的な都市景観の形成などに配慮しながら、総合的かつ計画的に進めることが大切です。

本市は、首都 30km 圏に位置し、水と緑豊かな自然に恵まれ、市内の 3 駅を中心に住宅が広がり商業などの都市機能が集積し、首都近郊の住宅都市として発展を続けてきました。

しかし、近年、少子高齢化、経済の低迷などの社会情勢を背景に、商店などの事業所の減少や後継者不足などが深刻化しており、都市や産業の活力低下が懸念されています。また、自然環境と居住環境の調和や都市基盤の整備など課題は様々ありますが、災害などに強い安全・安心なまちづくり、居住と産業のバランスがとれたまちづくりを望む市民の声が多くなっています。

このような現状と課題を踏まえ、本市の地域特性を最大限に活かし、「ひととまちがキラリとかがやく」魅力的なまちづくりを着実に進めるため、土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

#### (1) 安全で快適な暮らしをつくる

本市の地理的・交通的条件、自然環境や市街地の整備状況などを踏まえ、災害に対する安全性や生活利便性の向上など、誰もが生活しやすい土地利用を図ります。

土地利用の推進にあたっては、移動の円滑化や防災機能の向上などを図るため、道路整備や公園などの都市基盤整備を地域の実情に応じた手法により進めます。

#### (2) 都市の魅力・活力をつくる

魅力とにぎわいを創り出し、まちの活力を高めるため、商業・業務などの都市機能の集積と、良好なまち並みづくりを進めます。

また、国道沿道などにおいて、新たな産業の立地や集積を促進します。

地域活力の維持・創出を図るため、田園環境や農業生産基盤を維持しながら、自然環境と調和した秩序ある計画的な土地利用を進めます。

### (3) 自然と共生し、後世に引き継ぐ

低地部に広がる田園地帯や点在する緑地、湧水などの自然環境は、富士見らしさを醸し出し、生活にやすらぎとうるおいを与えると同時に、地球環境にもやさしい貴重な資源です。

これらの多面的な機能を持続するため、適正な保全と活用に努め、後世に引き継ぎます。

## 2 広域・地域の空間ネットワーク

市内外の移動の円滑化や地域資源のネットワーク化を目指し、利用しやすい道路空間の確保を図ります。

### <交通の軸>

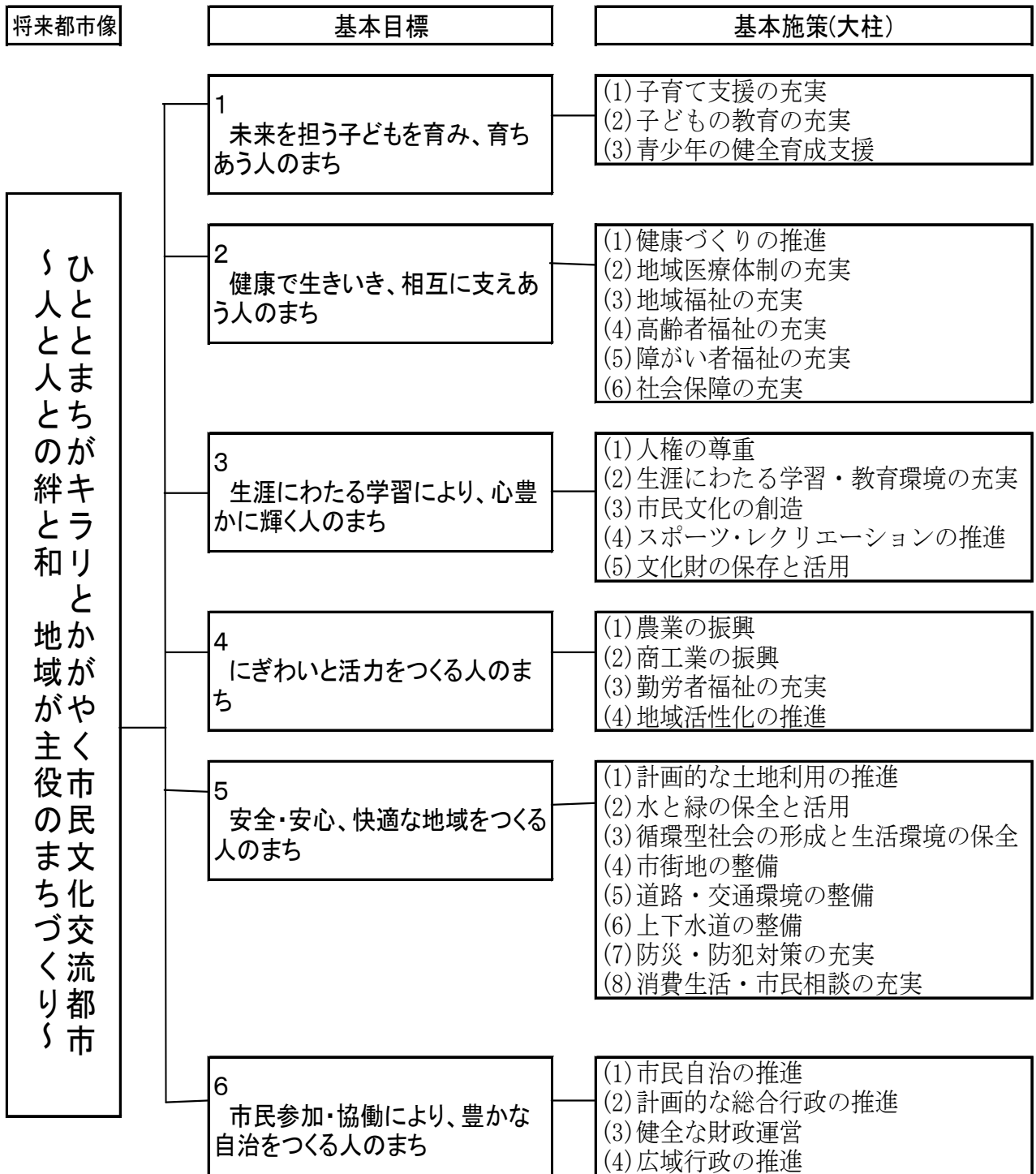
本市の交通軸は、市域のほぼ中央を富士見川越道路が、また市域の西部を国道 254 号と東武東上線がそれぞれ縦断しています。さらに市の南東部には、国道 463 号が横断しています。都市間を結ぶ広域幹線道路の整備促進や、それを補完し地域の拠点を結ぶ幹線道路などの整備を進め、交通の利便性や安全性を高めます。

### <時を伝えるネットワーク>

市内には、河川、斜面林、歴史公園、古の道など観光資源や地域に根付いた資源があります。これらを骨格とするネットワークを形成し、自然や周辺の地域資源とふれあえる場づくりを進めます。

## 第2章 施策の大綱

【施策体系図】



## 第1節 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち

子どもを安心して生み育て、将来の社会を担う人として健全に育成するため、地域全体で支えながら、総合的な子育て支援体制の確立に努めます。また、子どもたち一人ひとりに、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育む教育を学校・家庭・地域が一体となって推進します。

### (1) 子育て支援の充実

子どもを安心して生み育て、健やかに子どもが成長できる環境を整えるため、健診や相談の充実、親子のふれあいや学習の場の提供、地域・市民による子育て支援体制の充実に取り組みます。また、保育所や放課後児童クラブの整備により、仕事と家庭の両立を支援します。

また、発達の遅れや障がいのある子どもの将来の生活適応能力の向上や障がいなどの軽減を目指して、発育・発達支援の充実に努めます。

### (2) 子どもの教育の充実

一人ひとりの子どもが豊かな心や生きる力を育めるよう、基礎的・基本的な知識と技能の習得や体力の向上に取り組むとともに、心の教育を充実します。また、学校・家庭・地域との連携を深めながら、地域の教育力を高め、地域での子どもの教育の推進に努めます。

障がいのある子どもの個々の可能性や能力を伸ばすための教育を充実し、自立のための能力形成を目指して、社会参加や交流教育を推進します。

子どもが安全・安心で快適な教育環境のもとで学習できるよう、学校施設・設備の計画的な整備や地域と連携した防犯体制の整備に努めます。

### (3) 青少年の健全育成支援

豊かな人間性と自主性を持った青少年を育成するため、家庭や学校をはじめとした地域全体で青少年の居場所づくりや団体活動に対する支援に取り組むとともに、青少年の社会参加を促し、健全育成を推進します。

## 第2節 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、健康に対する意識を高め、生活習慣病予防や介護予防に重点を置いた取組みを推進するとともに、医療供給体制の充実に努めます。また、関係者・関係機関の連携による地域福祉推進体制を構築するとともに、高齢者や障がい者への日常生活支援、社会参加支援、介護サービスの提供などを推進します。

### (1) 健康づくりの推進

市民が生涯を通じて健康で暮らせるよう、健康に対する一人ひとりの意識を高めるため、健康教育や相談などの啓発事業を実施します。

疾病などを予防するため、市民との協働による健康づくりや、介護予防、感染症対策などに取り組むとともに、疾病などの早期発見・早期治療を目指し、生活習慣病などの予防に重点を置いた対策を推進します。

さらに、市民一人ひとりの健康への自己管理を促すため、特定健診・特定保健指導や各種がん検診などの受診率向上を目指します。

### (2) 地域医療体制の充実

市民が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療機関の相互の連携を支援するとともに、日頃から地域医療に関する情報を積極的に市民に提供します。また、近隣市町と連携し、夜間・休日の救急医療体制の充実に努めます。

### (3) 地域福祉の充実

市民一人ひとりがともに支えあう地域社会を目指し、そのための意識啓発や市民活動に対する支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組めます。

### (4) 高齢者福祉の充実

高齢者がいつまでも元気で生きいきとした生活ができるよう、市民・行政・関係機関の連携により、地域全体で支えあう仕組みを構築し、介護予防事業の推進や就業・生きがいの支援を行います。また、介護の必要な高齢者やその家族に対する総合的・包括的な相談・支援体制の充実や、施設や在宅におけるサービスの提供に取り組めます。

#### **(5) 障がい者福祉の充実**

障がい者の日常生活や自立を支援するため、個人の特性に応じたサービスの提供や経済的負担の軽減とともに、施設整備などによる就業支援や社会参加支援に取り組みます。

また、意識啓発や交流事業の推進により、障がいに対する理解を深め、誰からも差別されることのない、ともに生きともに支えあうまちを目指します。

#### **(6) 社会保障の充実**

国民健康保険制度などについては、安定した保険制度により医療を受けることができるよう健全な運営を行います。

生活保護については、受給者の自立を促すなど、適切な運用に努めます。また、国民年金については、制度の趣旨の理解を促します。

### 第3節 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が平等で心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。また、生きがいとうるおいのある生活を実感できるよう、生涯にわたって、学習、スポーツ、芸術文化、歴史に親しめる環境を整備します。さらに、市民一人ひとりの学習・文化活動の成果が協働による元気なまちづくりにつながる仕組みづくりを進めます。

#### (1) 人権の尊重

すべての市民の基本的な人権の保障を基本に据えた取組みを推進するとともに、人権意識の高揚を図るための教育・啓発に取り組みます。

また、男女があらゆる分野で性別にとらわれることなく、対等な立場で活動できる男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発と環境づくりを進めます。

さらに、多文化共生の考え方にに基づき、様々な国や地域の人々との交流を進めるとともに、外国籍市民が暮らしやすい環境を整えます。

#### (2) 生涯にわたる学習・教育環境の充実

市民一人ひとりが豊かな人間性を育むことができるよう、幅広い世代の多様な学習要求に応じた機会や情報の提供、施設間の連携など、学習・教育環境を充実します。また、学んだ成果が家庭や地域に還元され、豊かなまちづくりに活かせる仕組みづくりを進めます。

#### (3) 市民文化の創造

心豊かな生活を実感できるまちづくりを目指して、身近な地域で市民が芸術文化にふれ、自らが参加・創造・発信できるよう、市民文化会館キラリふじみをはじめ市内公共施設を拠点として活用します。さらに、市民との交流や協働の機会の充実により、地域文化の担い手を育成します。

#### (4) スポーツ・レクリエーションの推進

誰もが健康で生きいきとした市民生活を送れるよう、年齢や体力にかかわらずスポーツ・レクリエーションに親しめる機会をつくります。また、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者の養成、情報提供、施設環境の充実に取り組みます。

#### (5) 文化財の保存と活用

市の歴史・文化資産を大切に保存、継承するとともに、郷土への愛着を深めるための取組みを進めます。また、市民との協働により、まちを活性化する資源として積極的な活用を努めます。

## 第4節 にぎわいと活力をつくる人のまち

にぎわいと活力のあるまちづくりを進めるため、消費者に親しまれる商店街づくりや都市近郊農業の育成などにより、産業の持続的な発展を目指すとともに、新たな産業機能の誘導を図ります。また、豊かな自然、歴史、文化などの地域資源の積極的な活用と連携により、魅力を高め、にぎわいと個性あるまちづくりを進めます。

### (1) 農業の振興

優良農地の保全を図り、生産技術の向上と安定した経営基盤づくりを進め、新規就農者を含めた農業の担い手が安心して農業を継続できる環境づくりに努めます。

市内で生産された品質と安全性の高い新鮮な農産物が、市内を中心に消費される取組みを推進するほか、農業を身近に感じられるよう、生産者との交流や気軽に農業にふれあえる環境づくりを進めます。また、農産物のブランド化など農の魅力づくりに努めます。

### (2) 商工業の振興

商工業の持続的な発展によるにぎわいと活力のあるまちを目指し、安定した経営基盤づくりや後継者育成などへの支援を充実するとともに、地域内消費を推進します。

交通利便性などを活かして、企業が進出しやすい環境整備や情報発信を進めます。また、人々の交流の場や雇用の場を創出します。

### (3) 勤労者福祉の充実

誰もが安心して働くことができるよう、国や県などと連携し、情報提供や就労相談体制を充実します。また、勤労者の福利厚生の実現に努めます。

### (4) 地域活性化の推進

水と緑の豊かな自然、特色ある公園、シンボリックな文化施設、眺望、地場産品、ものづくりの技など、本市固有の資源の魅力を引き出し、高めるとともに、情報を発信することにより、多くの人々が訪れ、活力のあるまちづくりを進めます。また、近隣自治体などとも連携することで、地域の活性化につながるネットワークの構築に努めます。



## 第5節 安全・安心、快適な地域をつくる人のまち

快適な生活環境を創出するため、水と緑の保全と活用を進め、次世代に継承していくとともに、地域の特性などに応じた計画的な都市基盤整備を進めます。また、地球環境保全のため、市民と行政の協働のもと、循環型社会の確立と地球温暖化対策を推進します。さらに、市民や地域、行政の連携による、防災対策や防犯対策の充実に努め、誰もが安心して生活することができるまちづくりを進めます。

### (1) 計画的な土地利用の推進

活力と魅力ある快適なまちを創出するため、良好な都市機能・都市環境の形成、市街地の貴重な緑などの自然環境の保全、地域振興を進めるための土地利用の誘導など、地域の持つ特性や資源を活かした計画的な土地利用を進めます。

### (2) 水と緑の保全と活用

斜面林、屋敷林、河川、湧水などを貴重な財産として保全に努めるとともに、公共施設の緑化や街路樹の整備など新たな緑の創出を進めます。また、自然や歴史・文化資産は多くの人々が訪れ、親しみ、憩い、交流できる空間として活用します。

公園・緑地は、より身近で親しみやすい空間として、市民と行政の協働による整備と活用を進めます。

### (3) 循環型社会の形成と生活環境の保全

誰もが快適な生活を送ることができる環境を創出するため、廃棄物の減量や分別処理、リサイクルが徹底された循環型社会の確立を推進します。また、省エネルギー化や新しいエネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を推進します。

さらに、市民、事業者、行政の連携により環境美化を推進します。

### (4) 市街地の整備

魅力あふれる質の高いまちをつくるため、人と環境にやさしく、災害に強いまちづくりを基本とした市街地整備を進めます。

各駅周辺においては、居住環境の維持・向上と商業、業務機能を集積して市街地の魅力を高めるとともに、市民や事業者の協力により美しいまちなみを創出します。

既成市街地は、地域の実情に応じた生活関連施設の整備を進め、利便性、安全性、快適性を高めます。

新市街地については、交通利便性などの地域特性を踏まえ、地域住民の理解と協力のもと、都市と自然が調和した計画的な整備を進めます。

#### **(5) 道路・交通環境の整備**

安全で快適に利用できる道路・交通環境を確保するため、地域間移動の円滑化を図る道路や、歩行者や自転車が安心して利用できる道路を計画的に整備し、総合的な道路・交通体系の確立に努めます。

交通事故から市民を守るため、交通安全施設の充実や意識啓発を推進します。

駅周辺における放置自転車や違法駐車を解消し、まちの美観と安全性を高めるため、利用者への啓発や指導の強化に努めるとともに、市民の移動利便性を高める市内循環バスの円滑な運行に努めます。

#### **(6) 上下水道の整備**

安全で安心な水を安定して供給するため、給配水施設や基幹管路の耐震化、老朽化した水道管の更新を計画的に進めるとともに、災害時における供給体制の確保に努めます。また、健全な事業経営を推進します。

衛生的で快適な生活環境を保ち、河川の水質を保全するため、市街化区域内は公共下水道の完全整備を進めます。また、市街化調整区域内においては、地域の特性を考慮しながら、特定環境保全公共下水道や合併浄化槽などの手法により、地域環境の保全に取り組みます。

市街地の道路や地下施設の冠水などの都市型水害を防ぐため、計画的に雨水排水施設の整備・改修を進めます。

#### **(7) 防災・防犯対策の充実**

地震や水害など各種の災害から市民の生命や財産を守るため、災害協定など広域的な援助体制の構築や消防力の強化に努め、総合的な防災対策を進めます。また、建築物の耐震化を促進し、震災時における被害の軽減を図るとともに、市民一人ひとりの防災に対する意識の向上に取り組み、災害時に地域で助け合える体制づくりを進めます。

多様化、複雑化する犯罪から市民の生活を守るため、防犯に対する意識啓発や地域ぐるみの防犯活動を充実していくとともに、市民、行政、警察の連携を強化し、犯罪が起こりにくい安全で安心なまちづくりを進めます。

#### **(8) 消費生活・市民相談の充実**

市民が抱える不安や悩みを解消し、様々なトラブルに巻き込まれることなく安心した生活を送ることができるよう、情報の提供と相談体制の充実に努めます。

## 第6節 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち

市民と行政がまちづくりのパートナーとして知恵と力を出しあいながら、協働による元気なまちづくりを進めます。また、豊かなコミュニティづくりを促進するため、市民の主体的なまちづくり活動を支援します。

市民生活を支える質の高い行政サービスを持続的に提供できるよう、計画的かつ効率的で開かれた行財政運営を進めます。

### (1) 市民自治の推進

市の情報を市民にわかりやすく提供することにより情報の共有化を進め、市民が市政に参加しやすい環境をつくり、市民の声を的確に反映した行政運営に努めます。

多様化する地域の課題にきめ細かく対応していくため、市民、NPO、市民団体が活動しやすい環境を整えるとともに、連携を深め、協働のまちづくりを進めます。また、身近な課題への取組みを、生活に身近な地域から進められる体制を整備します。

さらに、コミュニティの醸成に向けて、町会など地域を支える活動を支援します。

### (2) 計画的な総合行政の推進

社会状況の変化や、それらに伴う市民ニーズの変化に的確に対応した行政サービスを提供していくため、行政評価制度を活用し、事務事業の見直しなどを進めます。また、情報通信技術や民間活力の活用により市民の利便性の向上などに取り組み、様々な角度から行財政運営の改革・改善を推進し、市民満足度の向上や成果を重視した行政運営を総合的かつ計画的に進めます。

わかりやすい情報の提供や行政の透明性の向上とコミュニケーションの積み重ねなどにより、市民と行政の信頼関係を深めていきます。

### (3) 健全な財政運営

市の特性を活かした魅力あるまちづくりなどにより、市税をはじめとする自主財源の安定的な確保に努めるとともに、長期的な財政展望を踏まえ、計画的な行政運営を行うことで、健全な財政運営を進めます。

### (4) 広域行政の推進

情報化の進展や市民の日常生活圏域の拡大などに対応するため、他の自治体や県との連携により、市民サービスの拡充や行政の効率化に取り組みます。



【資料】

第5次基本構想策定の経過

項目	日時	内容
第1回審議会	平成21年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱</li> <li>・基本構想策定方針について</li> <li>・諮問</li> </ul>
第2回審議会	平成21年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士見市の現状、将来人口、財政推計、市民意識調査結果について</li> </ul>
第3回審議会	平成22年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次基本構想の取組み実績と今後の課題について</li> </ul>
第4回審議会	平成22年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次基本構想の取組み実績と今後の課題について</li> </ul>
第5回審議会	平成22年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次基本構想の取組み実績と今後の課題について</li> </ul>
第6回審議会	平成22年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次基本構想の取組み実績と今後の課題について</li> </ul>
第7回審議会	平成22年4月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次基本構想の骨子（たたき台）について</li> </ul>
第8回審議会	平成22年6月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次基本構想素案について</li> </ul>
第9回審議会	平成22年6月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次基本構想素案について</li> </ul>
第10回審議会	平成22年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次基本構想（土地利用構想）素案について</li> </ul>
第11回審議会	平成22年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次基本構想前期基本計画案について</li> </ul>
第12回審議会	平成22年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次基本構想前期基本計画案について</li> </ul>
第13回審議会	平成22年8月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次基本構想前期基本計画案について</li> </ul>
第14回審議会	平成22年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次基本構想前期基本計画案主要事業について</li> </ul>
第15回審議会	平成22年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次基本構想及び前期基本計画案に対する意見募集結果について</li> </ul>
—	平成22年11月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次基本構想答申</li> </ul>

富士見市基本構想審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	備 考
市民（前富士見市副市長）	澁谷 義衛	会長
市民（富士見市町会長連合会会長）	清水 實	副会長
市民（元川越土木事務所所長）	市川 正三	
市民（竹ノ内工業団地協同組合代表）	市川 浩	
市民（福祉ボランティア）	伊藤 悦子	
市民（元富士見市後期基本計画市民検討会 議委員）	上田 威	
市民（富士見市商工会会長 埼玉県商工会 連合会会長）	大久保 義海	
市民（N P O法人富士見市民大学理事長）	小山 健次郎	
市民（富士見市生涯学習推進市民懇談会委 員）	田中 洋子	
市民（人権擁護委員 女子栄養大学准教授）	根岸 由紀子	
市民（元富士見市議会議長）	柳田 政男	